

これまでの検討内容について（まとめ）

1. 改定の必要性について

(1) 川越市公共下水道事業を取り巻く環境

- ・ 自然災害や老朽化に伴う事故への備えの重要性が高まる中、維持管理や更新にかかる経費は増加する見込み
- ・ 令和7～8年度にかけ、埼玉県流域下水道の維持管理負担金が、令和6年度比で34.4%上昇
- ・ 人口減に伴う水需要の減少により、下水道使用料収入は減少していく見込み
- ・ 経費回収率（下水道使用料の対象となる経費を使用料収入でどの程度回収できているかを示す指標）が近年、100%を下回っている状況

(2) 令和7年度版経営戦略の策定

- ・ (1)の課題に対応するため、昨年度、川越市上下水道事業経営戦略（令和7年度版）を策定
- ・ 同戦略では、安定した事業運営や必要な内部留保資金を確保するため、令和8年10月に40%、令和13年10月に更に10%の下水道使用料改定が必要との結論に至った

(3) 改定の必要性の検討

- ・ 現行使用料体系のままでは令和7年度より赤字に転落し、以降も赤字拡大の見込み
⇒ 健全な事業経営及び安定的な下水道サービス提供のためには、使用料改定が必要と判断

2. 改定の前提となる考え方について

(1) 使用料算定期間

- ・ 社会、経済情勢の変化に柔軟に対応するためには定期的な使用料体系の見直しが必要であり、また、県に支払う流域下水道維持管理負担金も今後5年ごとに見直される見込み
⇒ 算定期間は「令和7年度から令和11年度」の5年間に設定

(2) 改定時期

- ・ 令和7～8年度にかけて流域下水道維持管理負担金が大幅に引き上げられるため、令和7年度から赤字を計上する見込みであり、早急な使用料改定が必要
⇒ 使用料改定時期は「令和8年10月」に設定

(3) 改定率

- ・ 使用料算定期間のうち、改定後の平均的な経営状況を示す令和10年度の使用料対象経費は42.4億円となる見込みに対し、現行使用料での収入は31.3億円となる見込み
⇒ 改定率は「40%」と設定

3. 改定内容の検討について（維持する部分）

(1) 二部使用料制（基本料金+従量料金の使用料体系）

- ・ 現行の「二部使用料制（基本料金+従量料金の使用料体系）」を継続
(下水道事業者にとって基本料金で固定費を安定的に回収でき、使用者にとって使用した量の分だけ支払う（従量料金）ことができるという、双方にメリットのある体系のため)

(2) 排除量区分

- ・ 現行の排除量区分（7区分）を継続
(近年、各区分の構成比率に大幅な変動が見られず、産業構造の変化も想定されていないため)

(3) 用途区分

- ・ 現行の「家事用 その他」・「公衆浴場用」の2つの用途区分を継続
(公衆浴場については公衆衛生の向上に寄与する施設との理由から「公衆浴場用」の用途を別途設定したものであり、現在、市内に公衆浴場は無いが、今後を見据えて継続するもの。県内の約9割の団体が「家事用」及び「公衆浴場用」の2種類の用途を採用している)

(4) 用途「公衆浴場用」の使用料

- ・ 用途「公衆浴場用」の使用料の改定は行わない（現行の使用料を継続）
(地域住民の公衆衛生の向上に寄与する入浴施設であり、一定の公共性が認められるため)

4. 改定内容の検討について（変更する部分）

(1) 使用料対象経費の経費分解の考え方

- ・ 日本下水道協会の経費分解基準に従い、使用料対象経費を次の3種類に分解
- ① 需要家費：排除量とは関係なく、下水道使用者の存在によって発生する費用
- ② 変動費：排除量の増減に応じて変動する費用
- ③ 固定費：排除量とは関係なく、下水道施設の規模に応じて固定的に必要となる費用
- ※ 経費のうち、流域下水道維持管理負担金の経費分解については、県の経費の実態に基づき、「固定費70%・変動費30%」に分解
⇒ R10の分解結果は、需要家費98,777千円、固定費3,758,446千円、変動費422,713千円

(2) 基本料金・従量料金への配分

- ① 需要家費：全額を基本料金に配分
- ② 変動費：全額を従量料金に配分
- ③ 固定費：基本料金への配分割合30%をベースに、一般家庭等への影響も考慮し、配分を25%、20%とする案も検討

【固定費の基本料金への配分割合の設定理由】

- A 本市は現状、固定費の基本料金への配分割合が7.9%と低く、排除量の減少が見込まれる中、経営の安定化を図るためにには、基本料金収入の割合を高めていく必要がある
- B 日本下水道協会は、基本料金に固定費の30%を配分する例を示している
- C 國土交通省による全国の下水道事業団体への調査結果から、全国的に固定費の30%程度が基本料金に配分されているものと推察される
- D 受益者負担適正化のため、全使用者に基本料金を一定程度ご負担いただく必要がある